

令和5年度答申第76号
令和6年3月19日

諮問番号 令和5年度諮問第79号（令和6年3月1日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）に雇用された労働者であったが、令和4年8月31日、退職した。

（履歴事項全部証明書、雇用保険被保険者離職証明書（審査請求人に係るもの））

- (2) 審査請求人は、令和5年2月28日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態であることについて、認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (3) 処分庁は、令和5年8月16日付けで、本件認定申請につき、「事業活動が停止したものとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (4) 審査請求人は、令和5年10月25日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和6年3月1日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべ

きであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件不認定処分の取消しを求める。

- (1) 本件会社は、取引先との個別契約が行われておらず、事実上事業活動は停止している。
- (2) 審査請求人の源泉徴収分の給料が一切支払われておらず、住民税の徴収で苦しんでいる。
- (3) 審査請求人は、本件会社と公正証書で債務承認弁済契約を締結し、本件会社側から未払の給料等の支払が約束されているにもかかわらず、これが反故にされ、一切の支払がない。仮に労働争議で勝訴しても個人で強制執行できる能力はないため、厳正な審査を踏まえた審議と支援を求める。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、本件会社が「事業活動が停止したものとは認められない」とした本件不認定処分の適否についてである。
- 2 事件記録からは、以下の事実が認められる。
 - (1) 本件会社は、医薬品、医薬部外品、医療用具等の開発、承認申請等のための前臨床試験等の請負、仲介等を営んでおり、本店の所在地はC地である。
 - (2) 審査請求人は、本件会社を令和4年8月31日に退職した。
 - (3) A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）の担当官が、令和5年3月1日、本店所在地に臨検したところ、建物入口の入居企業の案内板及び郵便ポストに本件会社名が掲げられていることを確認した。また、本店で対応した労働者のDは、現在も本件会社において就労中である旨申述した。
 - (4) Dは、令和5年6月1日、本件労基署の担当官に対し、本件会社との労働契約は継続しており、代表取締役のE及び取締役のFから指示を受けて、仕事をしている旨申述した。また、同年7月7日、本件労基署の担当官が本店所在地に臨検したところ、出勤していたDは、出退勤時刻についてFに報告している旨申述し、本件労基署の担当官は、同年6月分のDのタイムカードを確認した。

- (5) 本件会社の雇用保険被保険者のうち、Dを含む3人について、令和5年5月12日時点で資格喪失の手続がなされていない。
 - (6) 本件会社は、G銀行に口座を有しており、少なくとも令和5年5月25日まで金員の移動が認められる。
 - (7) Eは、令和5年7月6日、本件労基署の担当官に対し、同年6月にH社と治験業務の契約を結んだ旨及び事業を今後も継続する旨申述した。また、本件労基署の担当官は、Dから、同月1日付け業務委受託基本契約書及び同年3月6日付け秘密保持契約書の提示を受け、これらを現認した。
- 3 審査請求人は、本件会社は「事実上事業活動は停止している」旨主張するが、本件会社は、事業拠点となる本店が存在し、少なくとも労働者1名を雇用していることが確認されており、新たにH社と業務契約を結んだことが確認できること、また、本件労基署の担当官がした臨検の結果においても、本件会社が事業活動を停止している状況であったとは認められないこと、さらに、Eは事業を継続する意思を有していることなど、上記2で認定した事実を総合的に勘案すれば、本件会社について、事業活動が停止している状態であると認定することは困難であり、本件不認定処分は、違法又は不当なものとは認められない。
- 4 よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について
 - (1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であり、その認定に当たっては、事業主の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。
 - (2) 本件会社の事業活動については、少なくとも以下の事実が認められる。
 - ア 本件会社は、医薬品等の開発、承認申請等のための臨床試験及びその関連業務の請負等の事業活動を行っている会社である。

(履歴事項全部証明書)
 - イ 本件会社の本店には、労働者のDが勤務しており、E及びFから指示

を受け、本件会社の取引先であるI社に対する調査報告等の業務を行っている。

(電話録取書(令和5年6月1日付け)、処理経過(令和5年7月7日付け))

ウ 本件会社の銀行口座には、令和4年12月23日、I社からの入金がある。

(取引推移一覧表)

エ 本件会社は、令和5年6月1日、Dの名義でH社との間で業務委受託基本契約を締結している。

(業務委受託基本契約書)

オ 本件会社のEは、令和5年7月6日、本件労基署の担当官に対し、未払の賃金を支払うためにも本件会社の事業を継続するつもりである旨申し立てている。

(電話録取書(令和5年7月6日付け))

これらの事実を照らすと、本件会社については、本件不認定処分当時、事業活動が停止していたと認定することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえ、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史